

## 2020年度 F Pに関する制度改正資料

2020年4月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
F P試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、該当ページには、2019年度版A F Pテキストの該当ページを記載しています。

## &lt;金融資産運用設計&gt;

1. ジュニアN I S Aは期限をもって終了となります。

ジュニアN I S Aは、2023年12月31日の期限をもって終了となります。

該当ページ P79

2. つみたてN I S Aの投資可能期間が5年延長されます。

つみたてN I S Aの投資可能期間は5年延長され、2042年12月31日までとなります。

該当ページ P79

3. 2023年12月31日の一般N I S Aの終了にあわせて、新しいN I S Aが創設されます。

2023年12月31日の一般N I S Aの終了にあわせて、新しいN I S Aが創設されることとなりました。新しいN I S Aは「一定の公募株式投資信託などに対象を限定した最大年20万円の積立枠（1階部分）」と「従来どおり、上場株式などにも投資できる最大年102万円の枠（2階部分）」の2階建てとなり、投資可能期間は2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間となります。

該当ページ P79

## &lt;不動産運用設計&gt;

1. 印紙税の軽減措置の適用期限が延長されました。

「不動産譲渡契約書」および「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の適用期限が、2022年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	<u>2020</u> 年3月31日	<u>2022</u> 年3月31日

該当ページ P101

2. 住宅用建物についての登録免許税率の軽減措置の適用期限が延長されました。

一定の要件を満たす住宅用建物についての登録免許税率の軽減措置の適用期限が、2022年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2020年3月31日	2022年3月31日

該当ページ P103

3. 新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置の適用期限が延長されました。

新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置（固定資産税額を3年間（中高層耐火建築物は5年間）1/2に減額）の適用期限が、2022年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2020年3月31日	2022年3月31日

該当ページ P108

4. 長期優良住宅に係る「登録免許税」「不動産取得税」「固定資産税」の特例措置の適用期限が延長されました。

長期優良住宅に係る「登録免許税」の税率の引下げ、「不動産取得税」の課税標準からの控除額の拡大、「固定資産税」の減額期間の拡大等の特例措置の適用期限が、2022年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2020年3月31日	2022年3月31日

該当ページ P110

5. 危険負担に関する規定が見直されました。

民法の改正により、2020年4月1日以後に締結される不動産の売買契約においては、契約締結後、引渡しまでの間に建物等が売主・買主のいずれの責任でもない事由（天災等）により滅失した場合、買主は特約がなくても売買代金の支払いを拒むことができることとされました。

該当ページ P126

6. 契約不適合責任の規定ができました。

民法の改正により、2020年4月1日以後に締結される不動産の売買契約においては、従来の「瑕疵担保責任」に代わり「契約不適合責任」が問われることとなりました。引き渡された不動産が、売買契約において当事者が合意した内容に適合しない場合には、買主はその責めに帰すべき事由があるときを除き、売主に対して追完請求や代金減額請求、損害賠償請求等を行うことができます。

該当ページ P126～127

## <リタイアメントプランニング>

### 1. 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被扶養者は、原則「国内居住者」に限定されました。

2020（令和2）年4月1日以降は被扶養者の要件として国内居住要件が新設されました。日本に住所がない者は、日本に生活の基礎があると認められる場合に限り例外的に要件を満たすこととされます。たとえば、外国留学中の学生や外国赴任中の被保険者に同行する者等は例外に該当します。

該当ページ P26、P49

### 2. 国民年金第3号被保険者は、原則「国内居住者」に限定されました。

2020（令和2）年4月1日以降は、要件として国内居住要件が新設されました。日本に住所がない者は、日本に生活の基礎があると認められる場合に限り例外的に要件を満たすこととされます。たとえば、外国留学中の学生や外国赴任中の被保険者に同行する者等が例外に該当し、その場合は第3号被保険者となります。

該当ページ P76、P77

### 3. 国民年金保険料が改正されました。

2020（令和2）年度の国民年金保険料は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,540 円
---------	-------------

該当ページ P84

### 4. 老齢基礎年金の額（満額）が改正されました。

2020（令和2）年度の老齢基礎年金の額（満額）は次のとおりです。

老齢基礎年金の額（満額）	781,700 円
--------------	-----------

該当ページ P97、P111

### 5. 振替加算の額が改正されました。

2020（令和2）年度の振替加算の額は次のとおりです。

振替加算の額	224,900 円～15,068 円※
--------	---------------------

※振替加算の額は、振替加算が加算される老齢基礎年金の受給権者の生年月日によって異なります。

該当ページ P99

6. 老齢厚生年金の定額部分の計算における単価（「1,628円×改定率」の額）が改正されました。

2020（令和2）年度の老齢厚生年金の定額部分の計算における単価は次のとおりです。

2020（令和2）年度単価	1,630円
---------------	--------

該当ページ P107

7. 加給年金額が改正されました。

2020（令和2）年度の加給年金額は次のとおりです。

65歳未満の配偶者	224,900～390,900円※
子	2人目までは1人につき224,900円 3人目以降は1人につき75,000円

※配偶者の加給年金には、受給権者の生年月日によって特別加算がありますが、表の金額は特別加算も含めた金額です。

該当ページ P110

8. 障害基礎年金の額が改正されました。

2020（令和2）年度の障害基礎年金の額は次のとおりです。

障害等級1級	977,125円
障害等級2級	781,700円
子の加算 (1級・2級共通)	2人目までは1人につき224,900円 3人目以降は1人につき75,000円

該当ページ P134

9. 障害厚生年金の配偶者の加算額が改正されました。

2020（令和2）年度の障害厚生年金の配偶者の加算額は次のとおりです。

配偶者の加算 (1級・2級共通)	224,900円
---------------------	----------

該当ページ P136

10. 障害等級 3 級の障害厚生年金の最低保障額が改正されました。

2020（令和 2）年度の障害等級 3 級の障害厚生年金の最低保障額は次のとおりです。

最低保障額	586,300 円
-------	-----------

該当ページ P136

11. 遺族基礎年金の額が改正されました。

2020（令和 2）年度の遺族基礎年金の額は次のとおりです。

遺族基礎年金の額	781,700 円
子の加算	2 人目までは 1 人につき 224,900 円
	3 人目以降は 1 人につき 75,000 円

該当ページ P140

12. 中高齢寡婦加算の額が改正されました。

2020（令和 2）年度の中高齢寡婦加算の額は次のとおりです。

中高齢寡婦加算の額	586,300 円
-----------	-----------

該当ページ P146

**<タックスプランニング>**1. ひとり親控除が創設されるとともに、寡婦（寡婦）控除が改組されました。

居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者で一定のものうち、下記の①～③に掲げる要件を満たすもの）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から 35 万円が控除されることとなりました（2020 年分の所得税から適用）。

- ①その者と生計を一にする子で一定の者を有すること
- ②合計所得金額が 500 万円以下であること
- ③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと

また 寡婦の要件について見直し（下記①および②の追加）がされ、従前の寡婦（寡夫）控除については、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

- ①扶養親族を有する寡婦について、合計所得金額が 500 万円以下であること
- ②その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと

該当ページ P55、P63～64、P99

2. 住宅借入金等特別控除の適用要件が見直されました。

住宅借入金等特別控除は、その家屋（「新規住宅」）を居住の用に供した日の属する年から3年目の年末までに新規住宅およびその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡（「従前住宅等の譲渡」）を行い、その譲渡について「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」などの適用を受けるときには、適用を受けることができないこととされました（2020年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用）。

該当ページ P74、P78

3. 青色申告者の少額減価償却資産の特例の適用期限が延長されました。

青色申告者の少額減価償却資産の特例の適用期限が、2022年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2020年3月31日	2022年3月31日

該当ページ P90

4. 特定居住用財産の買換えの特例の適用期限が延長されました。

特定居住用財産の買換えの特例の適用期限が、2021年12月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019年12月31日	2021年12月31日

該当ページ P113

5. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が延長されました。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が2021年12月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019年12月31日	2021年12月31日

該当ページ P116

6. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が延長されました。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が2021年12月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019年12月31日	2021年12月31日

該当ページ P117

7. 交際費等の損金算入の特例の適用期限（開始事業年度）が延長されるとともに、適用要件が見直されました。

適用期限（開始事業年度）が2022年3月31日まで延長されるとともに、2020年4月1日以後に開始する事業年度において、中小法人以外の法人については、資本金の額等が100億円以下でなければ飲食費の50%を損金に算入することができないこととされました。

該当ページ P139

8. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が延長されるとともに、適用対象が見直されました。

適用期限（開始事業年度）が2022年3月31日まで延長されるとともに、2020年4月1日以後については、連結法人および常時使用する従業員の数が500人を超える法人は適用対象から除外されることとなりました。

該当ページ P151

以上